

○ 児童虐待事案に係る報告様式について（通達）

〔平成29年2月28日少乙達第9号〕
〔石川県警察本部長から警察署長あて〕

対号 平成28年12月27日付け少乙達第50号ほか「児童虐待事案に係る報告
要領について（通達）」

標記の件については対号に基づき定めているところであるが、石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。）の一部改正に伴い、訓令第83条に規定する児童虐待に係る事案を認知又は対応した際の報告様式については下記のとおりとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

- 1 児童虐待事案を認知又は対応した際の報告様式
 - (1) 児童虐待事案（認知・検挙）報告書（対号 別記様式第1号）
 - (2) 児童虐待事案対応報告書（対号 別記様式第2号）
- 2 その他の報告要領
対号のとおりとする。

別記様式（略）